

第2期伊予市国土強靱化地域計画（概要版）

国土強靱化の基本的な考え方

計画の目的

我が国では、地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、大規模自然災害の発生の際に甚大な被害を受けており、近年の気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化が新たな脅威となっています。平成 23 年に発生した東日本大震災など大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」に取り組み、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な対応を行う必要があります。

このような中、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）を策定し、その後、令和5年6月に法改正が行われ、同年7月に新たな基本計画が閣議決定されました。愛媛県においては、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本市においても、近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害時に市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害に強い強靱なまちづくりを推進するため、令和2年12月に伊予市国土強靱化地域計画を策定し、防災・減災の取組を強化してきました。

この度、令和8年3月で計画期間を終えることから、引き続き、国土強靱化に関する施策を総合的に推進するため、第2期伊予市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

基本目標

本市は、市民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護を最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

本計画の役割と位置付け

本計画は、伊予市総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。

計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針

1 国土強靱化の取組姿勢

- 市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を生かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策 となるよう工夫します。

3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理により、効率的かつ効果的に施策を推進 します。
- 国、県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

4 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。

想定するリスク

地震	○本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度6強が想定されています。 ○今後 30 年以内に南海トラフでマグニチュード 8~9 クラスの地震が発生する確率は 60%~90%以上（令和7年1月1日現在）となっており、地震発生の危険性は高まってきています。
風水害 (土砂災害)	○本市は台風等の豪雨による浸水、土砂災害、高潮等による災害の経験があります。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風の大型化のほか、県内各地で集中豪雨や梅雨期の豪雨による被害も激化しています。

強靱化の推進方針(取組)

本計画では、4つの基本目標を達成するため、6つの「事前に備えるべき目標」と、27の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。また、地域強靱化を行うために必要な「推進方針(取組)」を設定し、優先度を総合的に判断し、13の「重点化すべきプログラム」を選定しました。

「事前に備えるべき目標」1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	推進方針(取組)
(1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	①住宅・建築物等の耐震化 ②空家対策 ③電柱・ブロック塀等に対する対策 ④大規模盛土造成地に対する対策 ⑤道路関連の災害対策 ⑥建物倒壊等による交通麻痺対策 ⑦地域の災害対応能力の向上 ⑧受援体制の整備
(2)密集市街地等の大規模火災発生による多数の死傷者の発生	①火災対策 ②空家対策(再掲)
(3)広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	①海岸保全施設等の整備・耐震化 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策 ④津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底 ⑤南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
(4)突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)、大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダム等の損壊など)等による多数の死傷者の発生	①河川堤防やダム等の治水施設の整備 ②堤防・護岸、ため池等の防災対策 ③海上・臨海部の広域複合災害対策 ④長期浸水等への対策 ⑤ハザードマップの更新、情報提供等の実施 ⑥土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進 ⑦農林業保全施設等の整備

「事前に備えるべき目標」2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	推進方針(取組)
(1)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①救助・救急機関等との連携の強化 ②消防施設の耐震化や資機材等の充実
(2)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	①重傷者の広域搬送 ②災害医療体制の充実強化 ③保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
(3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	①避難所の運営体制の充実 ②非常用物資の備蓄促進 ③感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ④広域火葬体制の構築
(4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①非常用物資の備蓄促進(再掲) ②支援物資の受入体制の整備 ③輸送路の確保 ④水道施設の耐震化や断水の長期化への対策
(5)想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	①帰宅困難者への対策 ②観光客の帰宅困難対策

(6)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	①道路や港湾等における防災対策の強化 ②孤立集落対策の充実
(7)大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	①感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ② 分散避難の啓発

「事前に備えるべき目標」3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①業務継続計画（BCP）の推進 ②災害対策本部の機能強化 ③ 通信・情報システムの充実

「事前に備えるべき目標」4 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	①サプライチェーンの寸断対策 ②エネルギー供給体制の確保 ③基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策
(2)危険物施設等からの有害物質等の大規模拡散・流出	①有害物質の拡散・流出対策 ②原子力災害に備えた防災対策の充実
(3)食糧等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	①食料等の供給体制の確保 ②物流機能の維持・早期再開
(4)農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	①農地や農業水利施設等の適切な保全管理 ②森林の荒廃対策

「事前に備えるべき目標」5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	①防災拠点施設等における停電対策 ②放送・通信事業者との連携強化 ③災害関連情報の伝達手段の多様化 ④防災・減災意識の向上 ⑤適切な避難行動の呼びかけ ⑥災害時要支援者対策
(2)電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	①ライフライン事業者の防災対策の推進 ②エネルギー供給の多様化
(3)石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	①防災インフラの整備、耐震対策
(4)上下水道施設の長期間にわたる機能停止	①上下水道施設の長寿命化と耐震化 ②水資源の確保や節水型社会の推進
(5)基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	①道路交通ネットワークの整備促進 ②港湾・漁港施設、鉄道等の整備促進

「事前に備えるべき目標」6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅	①復旧・復興を担う人材等の確保・育成 ②地域コミュニティの活性化

に遅れる事態	③復興方針の策定体制の整備
(2)災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①建設産業の担い手確保 ②災害ボランティアとの連携 ③自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保
(3)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	①実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
(4)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①生活支援体制の整備
(5)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	①文化財の防災対策 ②地域防災力の向上
(6)風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	① 風評被害の防止

※ 「重点化すべきプログラム」

計画の推進

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとします。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。